

令和5年度 地域密着型通所介護 指摘事項一覧

23事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	従業員の員数	生活相談員として、必要な時間数が確保されていない日がありました。生活相談員の配置が基準を満たすことができるよう改善してください。	区条例第9号第59条の3第1項第1号 基準省令解釈通知第3の二の二の1(1)③④	3
		看護職員の勤務が確認できない日がありました。看護職員の配置が基準を満たすことができるよう改善してください。	区条例第9号第59条の3第1項第2号 基準省令解釈通知第3の二の二の1(1)⑤⑥	1
		サービス提供時間において、利用者の送迎等により介護職員の配置のない時間帯がありました。指定地域密着型通所介護の単位ごとに介護職員が常に確保されるように配置を行ってください。	区条例第9号第59条の3第1項第3号、第3項 基準省令解釈通知第3の二の二の1(1)⑤	1
		常勤の生活相談員又は介護職員が1人以上配置されていませんでした。生活相談員又は介護職員の配置が基準を満たすことができるよう改善してください。	区条例第9号第59条の3第7項	1
2	管理者	管理者が特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にはない事業所の管理者を兼務していました。常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する管理者を配置してください。	区条例第9号第59条の4 基準省令解釈通知第3の二の二の1(4)	1
		管理者の勤務時間数が常勤の勤務時間に達していませんでした。管理者の配置が基準を満たすことができるよう改善してください。	区条例第9号第59条の4 基準省令解釈通知第3の二の二の1(4)	2
3	利用料の受領	支給限度額を超えて介護サービスを提供している利用者に対して、地域密着型介護サービス費の支払いを受けていない事例がありました。指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から適切に地域密着型介護サービス費の支払いを受けてください。	区条例第9号第59条の7第1項、第2項 基準省令解釈通知第3の二の二の3(1)	1
4	アセスメント	通所介護サービスの提供のプロセスが十分に認識されていないため、適切な時期・方法によるアセスメント等が行われておらず、適切な地域密着型通所介護計画が作成されていませんでした。地域密着型通所介護サービスの提供プロセスを十分に理解・認識の上、それを踏まえて適切なアセスメント等を行い、地域密着型通所介護計画を作成してください。	区条例第9号第59条の10第1項 基準省令解釈通知第3の二の二の3(3)④	2
5	計画の作成	居宅サービス計画に入浴頻度についての記載あるにも関わらず、地域密着型通所介護計画に入浴頻度についての記載がありませんでした。居宅サービス計画に沿って地域密着型通所介護計画を作成し、地域密着型通所介護計画には具体的なサービス内容等を記載してください。	区条例第9号第59条の10第1項、第2項 基準省令解釈通知第3の二の二の3(3)③	1
		地域密着型通所介護計画が作成されていないことや、地域密着型通所介護計画の作成にあたり利用者の心身の状況の把握等が行われていないこと、居宅サービス計画の内容を確認せず地域密着型通所介護計画が作成されていることがありました。また、地域密着型通所介護計画書の内容について、利用者等に説明し同意を得て交付していること、サービスの実施状況等の記録を行い、その実施状況や評価について、説明を行っていることを確認できない事例がありました。地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要なサービスが提供されるよう、適切な方法で行ってください。	区条例第9号第59条の10第1項、第2項、第3項、第4項、第5項 基準省令解釈通知第3の二の二の3(3)③④⑤	2
		地域密着型通所介護計画の作成に当たり、計画の内容について利用者等に説明し同意を得て交付すること等の必要な措置が講じられていない事例がありました。適切なプロセスに則った、計画の作成のための必要な措置を講じてください。	区条例第9号第59条の10第3項、第4項 基準省令解釈通知第3の二の二の3(3)④⑤	1

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
5	計画の作成	地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録や、その実施状況や評価について、利用者又は家族への説明を行ったことが確認できない事例がありました。地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うとともに、その実施状況や評価について、利用者又は家族へ説明を行ってください。	区条例第9号第59条の10第5項 基準省令解釈通知第3の二の二の3(3)⑤	1
6	雇用契約	従業員雇用契約書がなく、従業員が事業所と雇用関係にあることが確認できない事例がありました。従業員と雇用契約書を取り交わすなど、適切な勤務体制を確保してください。	区条例第9号第59条の13第2項、 基準省令解釈通知第3の二の二の3(6)②	1
7	勤務体制の確保	ハラスメント対策について必要な措置が講じられていませんでした。事業所の指針等の明確化、相談窓口を設ける等必要な措置を講じてください。	区条例第9号第59条の13第4項 基準省令解釈通知第3の二の二の3(6)④	10
8	定数の遵守	やむを得ない事情がないにもかかわらず、定員を超えて利用者を受け入れていた事例がありました。定められた事業所の定員を遵守し、定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行わないでください。	区条例第9号第59条の14	1
9	運営推進会議	運営推進会議を開催していなかったため、6月に1回以上開催し、その内容を記録に残す等、必要な措置を講じてください。	区条例第9号第59条の17第1項、第2項 基準省令解釈通知第3の二の二の3(10)①②	4
10	事故発生時の対応	区への報告が必要な事故について、区への事故報告が行われていない事例が確認されました。区における事故報告の取扱要領を再度確認し、漏れのないように報告してください。	区条例第9号第59条の18第1項、第2項 基準省令解釈通知第3の二の二の3(11)	2
11	内容及び手続の説明及び同意	以前に予防給付を受けており、その際の契約書はあったが、要介護状態となり、再度契約する際に同意が得られていませんでした。地域密着型通所介護サービスの提供にあたって、改めて契約書、重要事項説明書を取り交わしてください。	区条例第9号第59条の20で準用する第9条第1項 基準省令解釈通知第3の二の二の3(14)で準用する第3の一の4の(2)	1
12	サービス提供の記録	サービス提供の具体的な内容や実施日時について、明確に記録に残していませんでした。地域密着型通所介護を提供した内容を、適切に記録に残してください。	区条例第9号第59条の20で準用する第20条第1項、第2項 基準省令解釈通知第3の二の二の3(14)で準用する第3の一の4(12)①②	1
13	秘密保持等	従業員について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。従業員や従業員であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	区条例第9号第59条の20で準用する第35条第1項、第2項 基準省令解釈通知第3の二の二の3(14)で準用する第3の一の4(26)①②	7
		利用者本人又は利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ得ていない事例がありました。サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得てください。	区条例第9号第59条の20で準用する第35条第3項 基準省令解釈通知第3の二の二の3(14)で準用する第3の一の4(26)③	7
14	変更届	現管理者が令和5年4月15日に就任したにも関わらず、令和5年3月1日に現管理者が就任したとする変更届を、3月31日付けで区長宛に提出していました。現管理者の就任日について、正確な日付を記載した上で、変更届を大田区長へ再度提出してください。	介護保険法第78条の5第1項 介護保険法施行規則第131条の3の2第1項第6号、第131条の13第1項第3号	1
15	業務管理体制の整備	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。業務管理体制の整備に関する事項を届け出てください。	介護保険法第115条の32第1項、第2項	8

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
16	給付費の算定	地域密着型通所介護計画に位置づけた所要時間及び実際にサービスを提供した所要時間よりも長い時間で算定をしている事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚告第126号別表2の2注1 留意事項通知第2の3の2(1)	1
		送迎について、減算の対象になっているにもかかわらず減算の算定がされていない、及び減算の対象になっていないにもかかわらず減算の算定がされている事例がありました。適切な算定となるよう、介護給付費及び利用者負担分について過誤調整を行ってください。	厚告第126号別表2の2注25 留意事項通知第2の3の2(21)	1
17	入浴介助加算	実際に入浴した回数と介護給付費の請求の回数が一致しない事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚告第126号別表2の2注10(1) 留意事項通知第2の3の2(8)	2
18	個別機能訓練加算	機能訓練指導員等が3月ごとに1回以上利用者の居宅に訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、機能訓練指導員等が共同して個別機能訓練計画を作成していること、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や効果等について説明するとともに、介護支援専門員等にも適宜報告相談し、必要に応じて計画の見直し等を行っていることが確認できない事例がありました。機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成するようにしてください。また、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や効果等について説明するとともに、介護支援専門員等にも適宜報告相談し、記録してください。	厚告第126号別表2の2注13 留意事項通知第2の3の2(11)	2
		専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等の配置が1名でであり、加算の算定に必要な人員を配置していない事例がありました。適切な算定となるよう、介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚告第126号別表2の2注13 留意事項通知第2の3の2(11)	1
		個別機能訓練を実施したことが確認できないにも関わらず当該加算を算定している事例がありました。適切な算定となるよう、介護給付費及び利用者負担分について過誤調整を行ってください。	厚告第126号別表2の2注13 留意事項通知第2の3の2(11)	3
19	介護職員処遇改善加算等	介護職員処遇改善加算等による賃金改善は行っているとのことでしたが、介護職員処遇改善計画書等の全ての介護職員に周知していること、賃金改善を実施していること、また、計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込み額を全ての職員に周知していることを書面にて確認することができませんでした。介護職員処遇改善加算等の算定に必要な手続き等を確実に実施してください。	厚告第126号別表2の2の二・ホ 留意事項通知第2の3の2(26)(27)	1